

第32回たつの市農業委員会総会（7月定例会）議事録

令和8年7月28日（火）午前10時から第32回たつの市農業委員会総会（7月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	柴田 祐子
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第32回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第4条の規定による使用目的変更の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について
- ・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、9番松田泰政委員、11番水田達實委員にお願いします。なお、[REDACTED]委員については、審議案件があるため変更しましたのでご報告します。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第211号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第211号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1359の願い出地は、神岡町[REDACTED]の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は50㎡でございます。願い出人は、[REDACTED]、耕地整理事業により平成2年に取得した時には、地が上っており駐車場として使用され、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明書により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1350の願い出地は、揖保川町[REDACTED]及び[REDACTED]の登記地目・田、現況は山林、合計面積は57.49㎡でございます。願い出人は、[REDACTED]、

■■■■■、平成 12 年に分筆したときには農地として利用できない状態で山林化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び自治会長の証明書により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の番号 1360 の願い出地は、揖保川町■■■■■の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は 49 m²でございます。願い出人は、■■■■■、■■■■■、年月日不詳であるが、平成 11 年の時点で進入路として使用され雑種地の状況で、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真及び自治会長の証明書により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 211 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 212 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 212 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承

認について」

3 条売買の案件が 8 件出ておりますのでご説明いたします。

なお、2 件目の番号 1346 につきましては、譲受人の [REDACTED] [REDACTED] について確認がとれていないことから、本定例会での審議は保留とし、8 月定例会にて再審議いたします。

1 件目の番号 1345 の申請地は、神岡町 [REDACTED] 外 6 筆の田及び畑で、合計面積は 6,220 m²、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は水稻及び季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1352 の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,686 m²、譲受人は、[REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED] [REDACTED]、譲渡人は耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [REDACTED] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1340 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 635 m²、譲受人は、[REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲受人が農地の維持管理と有効活用を図るため、大規模農地を探していたところ、耕作者不足に悩む地域を紹介され、この度、譲渡人より農地を引き継ぐことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [REDACTED] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1344 の申請地は、新宮町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 3,008 m²、譲受人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1347 の申請地は、新宮町 [REDACTED] の田で、面積は 548 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の番号 1353 の申請地は、新宮町 [] 及び [] の田及び畑で、合計面積は 877 m²、譲受人は、[]、譲渡人は []、譲受人が農地の維持管理と有効活用を図るため、大規模農地を探していたところ、耕作者不足に悩む地域を紹介され、この度、譲渡人より農地を引き継ぐことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1358 の申請地は、揖保川町 [] 外 7 筆の田で、合計面積は 4,312 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で県外居住により耕作管理が難しいことから、地域で新たに新規就農し耕作したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は施設野菜でトマト、露地野菜等を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有し、近くに倉庫等も確保しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、番号1346は審議保留とし、それ以外は原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第212号」は、番号1346を審議保留とし、それ以外は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第213号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

なお、2件目の番号1357については、[REDACTED]委員に関する事項を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第213号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますが、2件目の番号1357を除いて、先にご説明いたします。

1件目の番号1343の申請地は新宮町[REDACTED]の田で、面積は166㎡、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、番号1357を除き、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第213号」は番号1357を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に、2件目の番号1357についてですが、[]委員に関する案件となりますので、[]委員には、一時退出をお願いします。

（[]委員 退出）

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

2件目の番号1357の申請地は新宮町[]の畑で、面積は536 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は県外居住で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第213号」、番号1357は、原案のとおり承認することに決しました。

（ 委員 入室）

次に、日程第5「議案第214号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第214号 農地法第4条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条使用目的変更の案件が3件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1349の申請地は、新宮町 の畑で、面積は489㎡、農地区分は、公共施設から近距離（おおむね500m以内）の第2種農地（2-（2））に該当すると判断します。

申請人は、 、転用目的は、栗栖川改修事業に伴う収用移転により自己住宅及び倉庫を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から90日間、住宅の建設期間は造成後

から 90 日間となっております。

必要な資金は収用移転に伴う補償金で賄う予定であり、収用証明書及び土地売買に関する契約書により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

なお、申請地の一部に倉庫が立地していることから、始末書が添付されております。転用の経緯としては、申請人が許可等の手続きを知らず転用申請なしに倉庫を建築したもので、今回の申請にあたり、撤去する旨を確認しております。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1354 の申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は 188 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500 m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満である第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、■■■■、■■■■、転用目的は、2 世代同居にあたり露天駐車場を確保するために転用するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1355 の申請地は、新宮町■■■■の田で、面積は 11 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500 m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満である第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、新宮町■■■■、■■■■、転用目的は、前段の

番号 1354 の転用申請における露天駐車場への一部進入路とするものでございます。

なお、本件については、今回の転用申請にあたり測量したところ、既存の進入路の一部として農地を使用していたことが判明したため、始末書を添付のうえ、今回転用申請を行うものでございます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 214 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 215 号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 215 号 農地転用許可条件の変更に対する意見について」
農地転用許可条件の変更の案件が 1 件でございますので、ご説明いたします。

番号 1356 の申請地は揖西町 [REDACTED] 及び [REDACTED] の田で合計面積は 648 m²、申請人は、譲受人が [REDACTED]

[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、変更申請にかかる転用目的は、転用工事に入る段階で敷地内の高低差により切土盛土が

必要なことが判明し、経費負担が増えることから変更申請するものでございます。

また、当初の太陽光発電施設の設置及びパネル枚数等に変更はなく、また、造成等の転用工事も未着手であることから、転用許可の目的を変更することにつきまして、問題はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第215号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第216号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第216号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 17 筆、設定面積の合計は 27,362 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 216 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 217 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 217 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、今回地域計画を変更する地区は、揖西町小神地区、小犬丸地区、中垣内地区の 3 地区でございます。

最初に揖西町小神地区について説明いたします。

地域計画の変更予定地区である小神地区につきましては、変更理由

のとおり、対象農地が農業振興地域外の白地農地であり、今後農地として活用する予定がないことから、地域計画から除外したい旨の変更申出が地元自治会からあったものでございます。土地によりましては、駐車場や太陽光発電用地として活用の予定があり、地元自治会も了承しております。

なお、変更内容としましては、別添に掲げる土地を地域計画の区域外とするもので、除外申出者 17 名、全 73 筆、合計面積 33,360 m²でございます。

次に、揖西町小犬丸地区について説明いたします。

地域計画の変更予定地区である小犬丸地区につきましては、変更理由のとおり、土地を相続した者が、土地管理できないことを理由に土地を売却するため、地域計画の変更申出があったものでございます。

変更内容としましては、地域計画の本文において、区域内の農用地等面積のうち田の面積を変更、地域内の農業を担う者一覧の 10 年後の経営面積を一部変更するものでございます。

最後に、揖西町中垣内地区について説明いたします。

地域計画の変更予定地区である中垣内地区につきましては、変更理由のとおり、地縁者住宅を建築するため、地域計画の変更申出があったものでございます。

変更内容としましては、地域計画の本文において、区域内の農用地等面積、農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積及び田の面積を変更、地域内の農業を担うもの一覧の 10 年後の経営面積を一部変更するものでございます。

今後の流れといたしましては、8 月中旬に変更案の公告及び縦覧を 2 週間行い、8 月末頃に計画変更の予定でございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 217 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 7 月 2 8 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(9 番 松田泰政委員)

議事録署名委員
(11 番 水田達實委員)